様式第2号(第4条関係)

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　様

出雲市長

出雲市生活支援ハウス利用決定(却下)通知書

　生活支援ハウスの設置及び管理に関する条例施行規則第4条に基づき、下記のとおり利用を決定(却下)したので通知します。

記

　　1　　利用期間　　　居住施設入所期日　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日から

　　　　　　　　　　　 生活管理指導短期宿泊事業　　　　　　　年　　月　　日から　　　日間

　　(却下の理由)

〔教示〕

１ この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、出雲市長に対して審査請求をすることができます。

２ この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、出雲市を被告として（訴訟において出雲市を代表する者は出雲市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

３ ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。